

工事名称 稲葉地区交流センター外部防水改修工事

工事場所 藤枝市 寺島 地内

設計年月日：令和7年5月12日

工 事 概 要

建設工事名 稲葉地区交流センター外部防水改修工事

建設工事箇所 藤枝市 寺島 地内

工 期 令和7年 10月 31日まで

工 事 概 要 稲葉地区交流センターの屋上及び外壁の防水改修工事

工 事 仕 様 図面に記載されていない事項は、すべて公共建築改修工事
標準仕様書：国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
による。

※工事内訳明細書に記載されている数量は参考数量である

※本工事は週休2日推進工事【発注者指定型】である。

藤枝市週休2日推進工事（建築工事）特記仕様書を参照すること。

(工事価格) _____)
(_____)
(_____)

建築改修工事		防水改修工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<撤去・処分>						
屋上砂利敷撤去	人力 t=60程度 積込み・運搬共	407	m ²			
既存ルーフトレン撤去	積込み・運搬共	7	か所			
既存防水層撤去	屋上防水層 アスファルト防水層 集積共 押え金物共	33.4	m ²			
既存防水層撤去	玄関庇 シート防水層 集積共 押え金物共	21.6	m ²			
シーリング撤去	集積共	131	m			
屋上砂利敷処分		24.4	m ³			
既存ルーフトレン処分	100Φ×5 50Φ×2	7	か所			
既存防水層処分	アスファルト防水	33.4	m ²			
既存防水層処分	シート防水	21.6	m ²			
シーリング処分		131	m			
<屋上改修>						
改質アスファルトシート防水	AS-T2 トーチ工法 密着工法 下地調整C-1共 平場部	407	m ²			
改質アスファルトシート防水	AS-T2 トーチ工法 密着工法 下地調整C-1共 立上り部	33.4	m ²			
防水押え金物	アルミ製	131	m			
防水端末シーリング	一般部 変成シリコン系 (MS-2) 10×10	131	m			
改修トレン	シート防水用 100Φ	5	か所			
<玄関庇改修>						
塗膜防水	玄関庇 X-2 密着工法 ウレタンゴム系 平面 表面塗装メカ-標準色 下地調整C-1共	18.2	m ²			
塗膜防水	玄関庇 X-2 密着工法 ウレタンゴム系 立上り 表面塗装メカ-標準色 下地調整C-1共	3.4	m ²			

建築改修工事		塗装改修工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
<外壁改修>						
施工数量調査 (外壁改修)	打放し面・仕上塗材改修	587	m ²			
外壁クラック補修	Uカットシーリング材充填工法 可エポキシ樹脂充填+けい砂散布	50	m			
外壁モルタル浮き補修	アンカーシボック部分エポキシ樹脂注入	10	m ²			
外壁欠損部補修	エポキシ樹脂モルタル工法 厚50程度 100×100	5	か所			
既存塗膜除去		10	m ²			
<塗装改修>						
水洗い	高圧ホース 10～15 MPa	634	m ²			
改修用塗材RE	ウレタン系 下地調整共	587	m ²			
E P 塗り 改修仕様	ボート面 工程B種(見上) 下地調整RB種(塗替え面)	4	m ²			
D P 塗	堅桶 3級 下地調整RC種共	39.8	m			
D P 塗	庇部 3級 下地調整RC種、下塗り共	26.8	m ²			
D P 塗	SD 3級 下地調整、下塗り共	11.6	m ²			
D P 塗	玄関柱 3級 下地調整RC種、下塗り共	8.3	m ²			
<シーリング>						
シーリング撤去	集積共	877	m			
シーリング処分		877	m			
シーリング	外壁取合目地 一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	398	m			
シーリング	サッシ廻り 一般部 変成シリコン系(MS-2) 15×10	376	m			
シーリング	換気口廻り 一般部 変成シリコン系(MS-2) 10×10	9	m			

藤枝市 週休2日推進工事（建築工事）特記仕様書〔発注者指定型〕

1 発注方式

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日推進工事（発注者指定型）である。なお、月単位の週休2日に取り組むことを必須とする。

2 週休2日の考え方

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、以下のとおりとする。
 - ア 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
 - イ 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
 - ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。
 - エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3 実施方法

(1) 対象期間開始前

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得た上で週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように「現場閉所（現場休息）予定日」を調整した上で、実施工程表等を作成する。

(2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

(3) 現場閉所（現場休息）率の確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）率を算出し、現場閉所（現場休息）率確認書を作成し、受注者に交付する。

4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

6 費用の計上

予定価格は、月単位の週休2日を前提に以下の(1)の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正し作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は、以下の(2)の補正係数に変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除き、請負代金額のうち労務費補正分の差額を減額変更する。

(1) 月単位の週休2日 補正係数 1.04

(2) 通期の週休2日 補正係数 1.02

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく差別的取扱いの
禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項等**

(受注者の責務)

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月11日藤枝市長決定)第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。
- 2 本市作成の「視覚情報のためのカラーユニバーサルデザインガイドライン」(令和3年1月発行)を参考に、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

設計図書の照査に関する特記事項

- 1 静岡県土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-3「設計図書の照査等」の規定を準用する。

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編（最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

遠隔臨場の試行に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の試行の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機材等の手配・仕様)

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(調査への協力)

第7条 受注者は、遠隔臨場を実施した場合、有効性や効果、課題等について把握するためのアンケート調査等に協力する。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。
なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。